

特 記 仕 様 書

(明石市立市民会館 会議室等修繕業務)

1 修繕概要

修繕名称 明石市立市民会館 会議室等修繕業務
場 所 明石市中崎1丁目3番1号
期 間 契約の翌日から2022年（令和4年）8月20日まで。※現場作業は7/1～7/31。
概 要 明石市立市民会館の会議室等の改修

2 支払条件

完成後、一括支払い

3 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。
- (2) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当係員に報告すること。
- (4) 修繕着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 修繕期間中は、資機材の搬入・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) 万一、施工中に会館利用者・施設・設備等に負傷・損傷等の損害を与えた場合、受注者の責任と負担において対応すること。
- (8) その他本業務に当たり受注者の行うべき消防等関係官公庁及びその他の関係機関への届け出等を行うこと。
- (9) 原則として、月曜日（休館日）は現場作業を行わないこと。
- (10) 敷地内は、全面禁煙とする。
- (11) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。

4 業務内容

(1) 修繕範囲

別添図面による

(2) 修繕内容

① 会議室1

- ・ 天井、壁、床、カーテン、建具、スライディングウォール等の改修
- ・ 電気設備改修（既設器具脱着、照明器具更新等）

② 会議室2

- ・ 天井、壁、床、カーテン、建具等の改修

- ・ 電気設備改修（既設器具脱着、照明器具更新等）

③ 和室

- ・ 建具の塗装改修

④ 会議室ホール

- ・ 天井の改修
- ・ 庇上部タイルの補修

⑤ 空調機更新

- ・ 会議室 1、2 の空調設備更新

(3) 現場作業

現場作業については、次の期間に行うこと。

期間：令和 4 年 7 月 1 日(金)～7 月 31 日(日)

曜日：月曜日（休館日）以外。※7 月 18 日（月・祝）は可。

時間：9:00～20:00。※7 月 1 日のみ 12:00～。

※実際の作業日時、内容等については市民会館指定管理者と協議のうえ決定すること。

5 その他

会議室ホールの施工にあたっては、隣接する飲食店の営業に支障が生じないよう、市民会館指定管理者及び飲食店責任者と十分調整のうえ実施すること。